

令和5年度こども加算 (5万円/対象児童1人)のご案内 受給には手続きが必要です

- 令和5年度こども加算(対象児童1人あたり5万円)は、物価高騰による負担増を踏まえた子育て世帯に加算する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

対象児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

町が確認書または申請書を受理した日から
1か月程度が目安です。※不備等がない場合

支給対象と手続き

■ 支給対象となる児童

基準日(令和5年12月1日)時点で大磯町に住民登録がある世帯で、
令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯に属する
18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)



支給対象に当てはまる場合

確認書の返送が必要です。

対象の児童がいる世帯主宛てに確認書が届きますので、記載内容を熟読の上、同封の返信用封筒にて必ずご返送ください。

提出期限：令和6年8月9日(金)(消印有効)まで

詳しくは裏面「I」へ

手続きが必要な場合

以下の場合**申請が必要**です。

- ① 令和5年12月2日以降に出生した新生児
- ② 町の住民基本台帳に記載されていないが、生計を同一にする18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれ)

申請期限：令和6年8月9日(金)(消印有効)まで

申請書配布先：大磯町福祉部福祉課窓口※町ホームページからもダウンロード可

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 確認書が届いた世帯

対象と見込まれる世帯には、大磯町から確認書が届きます。

以下の事項を確認し、必要事項をご記入の上、同封の返送用封筒にてご返送ください。

【確認事項】

①記載された給付金の振込口座番号に誤りがないか

※世帯構成の変更や転入等により初めて通知する場合、振込口座は記載されていません。

②世帯主と生計を同一にしているか

③他の親族等から扶養を受けていないか

④既に他の市町村から同様の給付金を受けていないか



II 上記以外の方

申請書による**申請が必要**です。

①別世帯であるが、扶養している18歳以下の児童がいる場合

②令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる場合

※給付対象と見込まれるにもかかわらず、書類が届いていない方や、申請対象になるか不明な方は、下記担当までお問合せください。



! 記入した内容や添付書類に漏れがないかご確認ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！



自宅や職場などに自治体（神奈川県・町）や国職員、警察、銀行職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの交番、大磯警察署または警察相談専用電話にご連絡ください。

【大磯警察署】0463-72-0110

【警察相談専用電話】#9110

【問合せ先】

大磯町 町民福祉部 福祉課 地域福祉係

場所：町保健センター1階（大磯町役場横の建物）

TEL：0463-61-4100（内線303,314） FAX：0463-61-6002

受付時間：8:30～17:15（土日祝日を除く）